

## 山口市母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、就業に結びつく可能性の高い教育訓練講座を受講する母子家庭の母又は父子家庭の父に対し、受講料の一部を交付することにより、母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な就業に関する能力開発の取り組みを支援し、もって、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的として実施する山口市母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金事業について、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、山口市（以下「市」という。）とする。

2 市は、予算の範囲内で母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）を交付する。

### (定義)

第3条 この要綱において母子家庭の母又は父子家庭の父とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。なお、この事業において、「児童」とは、20歳に満たないものをいう。

### (対象者)

第4条 本事業の対象者は、山口市内に居住する母子家庭の母又は父子家庭の父であって、次の要件の全てを満たす者とする。

ただし、令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものに係る受給要件については、次号の規定は適用しない。

- (1) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。
- (2) 訓練給付金の交付を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けさせることが適職に就かせるために必要であると認められるものであること。

### (対象講座)

第5条 本事業の対象講座は、次の講座とする。

- (1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ都道府県等の長が地域の実情に応じて対象とする講座
- (2) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）
- (3) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ、市長が実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）（以下「指定教育訓練」という。）

### (交付額等)

第6条 訓練給付金の交付額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 受講開始日現在において一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の支給を

受けることができない受給資格者（第5条第1号及び第2号の講座を受講する者）

当該受給資格者が対象教育訓練を受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が20万円を超えるときは、20万円とし、12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）

- (2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（指定教育訓練を受講する者（次号に掲げる者を除く。））

当該受給資格者が対象教育訓練を受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に40万円を乗じて得た額（この場合160万円を超えるときは、160万円）とし、その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）

- (3) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（指定教育訓練を受講する者）（当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該教育訓練に係る資格を取得した者であって、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した（当該教育訓練修了時点で就職等している場合を含む）者）に限る。）

当該受給資格者が対象教育訓練を受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。）の額に100分の85を乗じて得た額（その額が修学年数に60万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に60万円を乗じて得た額（この場合240万円を超えるときは、240万円）とし、その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）

- (4) 受講開始日現在において前各号以外の受給資格者

前各号に定める額から雇用保険法第60条の2第4項の規定により当該受給資格者が支給を受けた一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金（以下「教育訓練給付金」という。）の額を差し引いた額（その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）

令和6年8月29日までに修了した当該教育訓練に係る訓練給付金については、なお従前の例によることとする。

- 2 訓練給付金は、原則として過去に給付を受けた者には交付しないものとする。

（対象講座の指定申請）

第7条 訓練給付金の交付を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座について、受講開始の14日前までに、別紙様式第1号の「山口市母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書」（以下「受講対象講座指定申請書」という。）を市長に提出し、あらかじめ、教育訓練講座の指定を受けなければならない。

- 2 受講対象講座の申請には、次の書類等を添えなければならない。ただし、公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。以下同じ。）によって確認することができる場合は、省略することができるものとする。

- (1) 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し（原則として1か月以内に交付されたもの）  
 (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

（対象講座の指定の決定）

第8条 市長は、前条の規定による受講対象講座指定申請書を受理した場合、受給要件の審査を行い、速やかに対象講座指定の可否を決定し、その旨を別紙様式第2号「山口市母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書」（以下「受講対象講座指定通知書」という。）により、遅滞なく当該申請者に通知するものとする。なお、訓練給

付金の支給方法について第 1 2 条の規定を適用する場合は、その旨を通知するものとする。

2 審査に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 教育訓練給付金の受給資格を確認すること。

なお、希望する講座の受講開始日現在において教育訓練給付金の受給資格の有無が不明な場合、事前相談等で職歴を把握した上でなお確認が必要な場合は、住所を管轄する公共職業安定所が発行する「教育訓練給付金支給要件回答書」によって確認するものとする。

(2) 訓練給付金は、原則として、過去に給付を受けた者には交付しないものであることから、過去の訓練給付金の受給の有無について確認すること。

(3) 講座の受講開始日及び受講期間については、教育訓練施設に確認すること。

(4) 教育訓練給付の対象講座の指定については、4月1日及び10月1日の年2回行われていることから、4月1日及び10月1日前後に講座を指定する場合は、留意するものとする。

(5) 対象講座の指定については、本人の意向も踏まえつつ、対象講座が当該母子家庭の母又は父子家庭の父が適職に就く観点から適当であるかも含め審査すること。必要に応じて講座の変更を助言するなどの確な支援を行うものとする。

(6) 過去に教育訓練給付金を受給した者、高等職業訓練促進給付金の交付を受けた者、求職者支援制度による職業訓練受講給付金を受給した者についても、こうした他制度における受給状況を十分聴取して、本事業の利用が資格取得や適職への就職に真に結びつくと思われる場合は、交付できるものとする。

(訓練給付金の交付申請)

第9条 訓練給付金の交付を受けようとする者は、対象教育訓練を修了した後に、市長に対して、別紙様式第3号「山口市母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金交付申請書」（以下「交付申請書」という。）を提出しなければならない。

2 前項の交付申請書の提出は、受講修了日の翌日から起算して30日以内に行わなければならない。（支給単位期間ごとに支給を受ける場合は、指定教育訓練実施者の発行する「受講証明書」に記載された支給単位期間末日の翌日から起算して30日以内とする。）なお、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、この限りではない。

3 交付申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、省略することができるものとする。

(1) 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し（原則として1か月以内に交付されたもの）

(2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等、自立に向けた支援を受けていることを証する書類（ただし、令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものを除く。）

(3) 受講対象講座指定通知書

(4) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書もしくは受講者の教育訓練の修了に必要な実績及び目標を達成していることを証明する受講証明書（第12条の規定により支給する場合に限る。）

(5) 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書

(6) 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」

## (交付の決定)

第10条 市長は、前条の規定による給付金の交付申請書の提出があった場合、その内容を審査の上、給付金を交付することが適当であると認めたときは、その交付を決定し、交付の決定及び交付額を、別紙様式第4号「山口市母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金交付決定通知書」により当該申請者に通知し、訓練給付金を交付するものとする。なお、訓練給付金の交付方法について第12条の規定を適用する場合は、支給単位期間ごとの交付決定を通知するものとする。

## (給付金の交付の審査に係る留意事項)

第11条 受講開始前に教育訓練講座の指定を受けることを原則とするが、指定を受けていない者のうち、受講開始前に受講対象講座指定申請書を提出できない真にやむを得ない事由があり、かつ、受給要件を満たし、受講した教育訓練講座が適職に就く観点から適当と認められる場合には、第8条第2項第1号の規定に関わらず、教育訓練講座の指定を受けたものとみなして差し支えない。

## (交付方法の特例)

第12条 訓練給付金の交付について、支給単位期間（雇用保険法施行規則第101条の2の12第4項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）ごとの交付を決定することができるものとする。その場合、あらかじめ受講対象講座を実施する教育訓練施設に対し受講証明書（雇用保険法施行規則第101条の2の4に規定する受講証明書をいう。以下同じ。）の発行が可能であることを確認するなど、関係機関と連絡調整した上で、その支給方法を決定すること。ただし、第6条第1項第2号に規定する者に対する交付に限る。

## (訓練給付金の追加交付等)

第13条 訓練給付金の追加交付を受けようとする者は、対象教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した後に、市長に対して、別紙様式4「自立支援教育訓練給付金交付申請書（追加交付用）」（以下「交付申請書（追加交付用）」という。）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による交付申請書（追加交付用）の提出があった場合、その内容を審査の上、給付金を交付することが適当であると認めたときは、その交付を決定し、交付の決定及び交付額を、別紙様式第5号「山口市母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金（追加支給）交付決定通知書」により当該申請者に通知し、訓練給付金追加交付分を交付するものとする。なお、訓練給付金の支給方法について前条の規定を適用する場合は、支給単位期間ごとの交付決定を通知するものとする。

3 交付申請書（追加交付用）の提出は、対象教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日から30日以内に行わなければならない。なお、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

4 交付申請書（追加交付用）の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができるものとする。

- (1) 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等自立に向けた支援を受けていることを証する書類（ただし、令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものを除く。）

- (3) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書
- (4) 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書
- (5) 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」
- (6) 当該母子家庭の母又は父子家庭の父が資格を取得したことを証明する書類
- (7) 教育訓練の修了後、資格を生かした就職等をしたことを証する書類（交付申請・請求書（追加支給用）による事業主の証明による確認ができない場合、雇用証明書、給料等支払明細書もしくは受給者が加入している健康保険証（国民健康保険証は除く。）等で就職等した日及びその事実が証明できる場合はその写し。）

（訓練給付金の交付決定の取り消し等）

第14条 市長は、訓練給付金の交付の決定を受けた者が次の一に該当するときは、訓練給付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付の要件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により訓練給付金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に訓練給付金が交付されているときは、当該交付を受けた者に対し、その返還を命ずることができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の山口市母子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（山口市制定）の規定によりなされた手続その他行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成19年10月1日前日に教育訓練を開始した者の自立支援教育訓練給付金の給付については、従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成29年4月1日より新たに訓練給付金の対象となった者についても、受講開始前にあらかじめ、受講対象講座指定申請書を提出し、教育訓練講座の指定を受ける必要がある。雇用保険法第60条の2第4項の規定により一般教育訓練に係る教育訓練給付金の受給資格者で、かつ平成29年4月1日以後に訓練給付金の対象となった者のうち、教育訓練講座の指定を受けていない者は、すみやかに対象講座の指定を受けるものとする。

## 附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 受講対象講座指定申請及び支給申請に際して、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。）であるときは、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の子の戸籍謄本及び当該母子家庭の母又は父子家庭の父と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付するものとする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月18日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和3年7月以前分の訓練給付金に係る受講対象講座指定申請及び支給申請に際して、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）において寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻し

ていないもの」と読み替えた場合において、同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。）であったときは、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の子の戸籍謄本及び当該母子家庭の母又は父子家庭の父と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年9月21日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年11月15日から施行し、令和6年8月30日から適用する。